「緊急事態宣言」を受けた当社の対応について

株式会社兼松 KGK (以下、当社) は、新型コロナウィルスの感染拡大を防止にするため、3月3日より時差出勤及び一部事業所における在宅勤務体制等の各種施策を実施してまいりましたが、4月7日に発出された緊急事態宣言を受け、当社全社員を対象に、これまでの対応を下記の如く徹底・強化した上で、事業継続を図ってまいります。

記

1. 社員の勤務体制について

2020年4月8日から5月6日までの間、下記①及び②の勤務体制としております。

- ① 全社員を対象とした時差出勤、時短勤務、サテライト勤務。
- ② 下記事業所における在宅勤務の励行。

東京本社、西東京営業所、横浜営業所、埼玉営業所、

関西支店、京都営業所、播磨営業所、

中部支店(名古屋)

西日本支店(福岡)

*尚、他事務所においても、ご来客の皆様への対応が出来かねる場合がありますこと、 ご容赦、ご理解の程お願いいたします。

2. イベント、会議、出張等について

- ① 対面での会議、会合、会食は見合わせております。
- ② 全ての国内外の出張は見合わせております。
- ③ 「密閉」「密集」「密接」を避け、マスクの着用や手洗い、消毒等の衛生管理を徹底しています。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上